こども家庭庁　令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
157	B　地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県障害（児）福祉計画及び市町村障害（児）福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	【現状】 都道府県障害（児）福祉計画及び市町村障害（児）福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。［障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号］ 【支障】 計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。 当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。	検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われる実態を改善し、計画策定に係る負担を軽減することにより、行政の効率化につながる。 新たな計画改定時に、十分な計画期間中の実績をもとに精度の高い見込数値を設定でき、課題に対応したサービス提供体制の整備につながる。 短期間では構築が困難な医療機関や近隣市町の協力確保等について、市町単独ではなく圏域単位で連携・調整を図ることが可能になる。	児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、第89条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）	厚生労働省、こども家庭庁	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県		北海道、仙台市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、寝屋川市、広島市、宇和島市、大牟田市、五島市、宮崎県、全国町村会	○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なままで次期計画の策定作業に着手している状況となっている。 ○障害福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている地域生活への移行や地域生活支援拠点等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害者だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。 ○当市においては、健康福祉総合計画として、障害者計画・障害福祉計画・障害児計画を一体のものとして策定している。法で3年を一期間とされているため、部分的に計画期間が異なる状態となっている。6年に延長されると同時の策定が可能となり、負担軽減につながる。 ○市町村障害（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。	障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。 他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。 以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。	障害福祉計画及び障害児福祉計画を上位計画である障害者計画の計画期間の6年に延長することで、3つの計画が1本化し、地域の特性に応じた施策の展開と国等の基本指針に伴う目標設定を中長期的な視線で検討することが可能となる。 これにより、各市町が持っている地域資源を、圏域単位で補う体制を構築することが可能となり、住民にとって大きなメリットとなる。 しかし、現状では前計画の実態や施策効果を把握・検証し、目標達成に向けて関係者と連携し、進捗状況を確認しながら工夫や改善を積み重ねることができる期間が非常に短いため、検証が不十分なまま次期計画の計画策定に追われており、地域課題と合わせ関係機関との協議や調整等を十分行えていない。 障害福祉サービス等報酬改定と当該計画の関連の重要性の主張については、そもそも令和3年度の報酬改定では、現行計画策定を終えた後の令和3年2月に改定内容が示されたため、その内容が計画に反映できていない。 また、報酬改定は原則、計画に定める成果目標や量の見込みに影響を与えるものであるとは考えていないが、仮に報酬改定により新設されたサービス等、計画の見込量に影響が出た場合であっても、地域の障害福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議を行うために設置した自立支援協議会を活用し、計画途中に見直すことが可能である。 第1次回答で言及されている他の計画との関係（上位計画である障害者基本法に基づく障害者計画）を含め、令和4年度末から次期計画の策定作業に着手する自治体があることを踏まえ、計画期間見直しの検討に早期に着手するとともに、基本指針及びQ&Aの早期提示にご配慮願いたい。	

こども家庭庁　令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—		【全国知事会】 障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の規模となる基本指針の見直しを求める。 【全国町村会】 一層の事務負担軽減につなげるため、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会やその国始事会において強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削がれるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。 ○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。 ○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないか。 ○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。	一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供のあり方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていることを等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画について、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。 他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。 以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉が政令円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。 なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。 また、追加でご提案のあった指針の内容をお示しする時期については、各地方公共団体における計画作成の期間を確保する観点から、少しでも前倒しできるよう努めてまいりたい。	5【厚生労働省】 （5）児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅱ）障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	1ポツ目 基本指針の見直し（告示）	令和5年5月19日公布	令和4年10月の第133回社会保障審議会障害者部会で得た結論を踏まえ、令和5年5月19日に改正後の基本指針について官報告示を行った。 （結論） 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について3年を一期としてゐず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。	
						2ポツ目 基本指針の見直し（告示）	令和5年5月19日公布	令和4年10月の第133回社会保障審議会障害者部会で得た結論を踏まえ、令和5年5月19日に改正後の基本指針について官報告示を行った。 （結論） ・各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定を可能とする。 ・サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることを可能とする。 結論を踏まえ、令和5年2月の第135回社会保障審議会障害者部会において基本指針見直し案を取りまとめた。	
						3ポツ目 ・基本指針の見直し（告示） ・Q&Aの送付	令和5年5月19日事務連絡発出	令和5年2月の第135回社会保障審議会障害者部会において基本指針見直し案を取りまとめた。Q&A送付は令和5年5月19日に行った。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
198	B　地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村障害（児）福祉計画の計画期間の見直し	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害（児）福祉計画について、計画期間の延長を求める。	市町村障害（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、各自治体の障害福祉における計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。さらに、市町村障害（児）計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。	従前計画の効果を十分に検討し、都道府県の計画策定の方向性を踏まえた上で、市町村の次期計画を策定することができる。 また、計画策定に関する自治体の負担が軽減され、計画に基づく新たな施策等の構築や実質的なサービスに注力することができる。	児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）	厚生労働省、こども家庭庁	八王子市		北海道、前橋市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、草津市、寝屋川市、広島市、宇和島市、五島市、宮崎市	○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なままで次期計画の策定作業に着手している状況となっている。 ○市町村障害福祉（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。当県の障害福祉（児）計画では、各市町村における計画の数値等を報告し、策定されているため、早い段階での分析・検証が求められることから、さらに期間的に厳しい状況にある。当県の場合は県の計画を策定するにあたって数値等を報告する必要があるため、都道府県の計画策定時期と市町村のそれが異なると分析や検証等を2度するようなことになってしまうことが考えられるため、都道府県の計画策定時期は市町村のそれと同時期が望ましい。 ○都道府県の障害（児）福祉計画の計画策定の方向性を踏まえて市町村障害（児）計画の策定を行うが、十分な検証期間がないまま短期間での策定が必要となる。また、当市においては市議会の開会時期が早く、都道府県の策定計画をすべて確認したうえでの市町村計画の策定が難しい場合がある。 計画期間の延長を行うことで、当市の従前計画の検証及び他の市町村、都道府県の計画の方向性の調査、検討をする期間の確保ができる。 ○市町村障害（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならいことから、計画策定業務の事務負担が過大である。また、計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。 ○障害児福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害児だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。 ○計画期間が3年であるため、現行計画の実績評価は2年分の実績で評価せざるを得ず、現行計画の評価結果を十分に踏まえた計画策定が難しい。また、介護報酬改定のスパンとまるまる重なるため、実績の変化が、報酬改定によるものなのか、施策によるものなのかを判断しがたい。 ○市町村障害（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。	障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。 他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。 以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。	障害福祉計画及び障害児福祉計画の各年度における指定障害福祉サービス及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みについては、国の基本指針に基づき、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、地域の実情等を踏まえて設定している。3年毎の報酬改定に合わせて計画期間を設定しているとのことであるが、計画に報酬改定の内容を反映させなければならない根拠はなく、報酬改定の内容が見込量の算定に大きな影響を与えることもない。 また、国から報酬改定の案が示されるのは計画策定年度の2月頃であり、スケジュール上、自治体の計画に反映させることができない現状を考慮すると、報酬改定と計画期間を合わせる必要性はないものと考える。また、報酬改定の影響を受ける部分とそれ以外の部分に分けることは、かえって手続が煩雑になり、住民にとってもわかりづらいものとなる。 よって、計画期間は報酬改定とは関わりなく6年とし、自治体ごとの判断で必要に応じて中間見直しするのがよいと考える。 基礎自治体において、最も重要なのは住民サービスである。計画に基づく施策を執行し目的を達成するには現行期間では短過ぎる。また、計画策定のための人員配置は困難であり、計画策定のために本来業務である住民サービスにかける時間が大幅に削減されているのは本末転倒であるため、柔軟な検討をお願いしたい。また、令和4年度を待たずして至急検討いただき、自治体の負担軽減と基本指針の早期発出に努められたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—		【全国知事会】 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の規模となる基本指針の見直しを求める。	○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会やその国始事会において、強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。 ○障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削がれるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。 ○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。 ○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないか。 ○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。	一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていることを等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画について、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。 他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。 以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにその長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。 なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。 また、追加でご提案のあった指針の内容をお示しする時期については、各地方公共団体における計画作成の期間を確保する観点から、少しでも前倒しできるよう努めてまいりたい。	5【厚生労働省】 （5）児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅱ）障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	1ポツ目 基本指針の見直し（告示）	令和5年5月19日公布	令和4年10月の第133回社会保障審議会障害者部会で得た結論を踏まえ、令和5年5月19日に改正後の基本指針について官報告示を行った。 （結論） 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国が二の指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について3年を一期としてみず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。	
						2ポツ目 基本指針の見直し（告示）	令和5年5月19日公布	令和4年10月の第133回社会保障審議会障害者部会で得た結論を踏まえ、令和5年5月19日に改正後の基本指針について官報告示を行った。 （結論） ・各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定を可能とする。 ・サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることを可能とする。 結論を踏まえ、令和5年2月の第135回社会保障審議会障害者部会において基本指針見直し案を取りまとめた。	
						3ポツ目 ・基本指針の見直し（告示） ・Q&Aの送付	令和5年5月19日事務連絡発出	令和5年2月の第135回社会保障審議会障害者部会において基本指針見直し案を取りまとめた。Q&A送付は令和5年5月19日に行った。	